

個人の方が株式等や土地・建物等を譲渡した場合の

## 平成17年度 税制改正のあらまし

「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」を利用することにより、自宅や事務所等からインターネットを利用して申告や納税などができます。利用に際しては事前に税務署に開始届出書を提出する必要があります。詳しくはe-Taxホームページ【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】をご覧ください。

### 【株式等を譲渡した場合の特例についての改正(主なもの)】

#### 1 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等の改正

##### (1) 特例上場株式等(いわゆるタンス株)の特定口座への受入れ措置の延長

平成17年4月1日から平成21年5月31日までの間に限り、一定の要件の下で、特定口座に、自己が保管している上場株式等(いわゆるタンス株)を、実際の取得日及び取得価額で受け入れることができるとされました(改正措令附則11①)。

##### (2) 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲の拡充

特定口座内保管上場株式等を特定口座の開設をしている証券業者に貸し付けた場合において、その貸付期間後に返還されるその特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の上場株式等を、一定の要件の下で、その特定口座に、その貸付けをした際にその特定口座において管理されていた取得価額で受け入れることができるとされました(措令25の10の2⑭十三)。

##### 《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後にその特定口座を開設する証券業者等に貸し付ける場合について適用されます。

##### (3) 特定口座の取扱者の範囲の拡大

特定口座の取扱者の範囲に、登録郵政公社が加えられました(措法37の11の3③一)。

##### 《適用時期》

この改正は、平成17年10月1日以後に行う上場株式等の譲渡について適用されます。

#### 2 新規公開株式等に係る2分の1課税の特例の廃止

平成17年分から、新規公開株式等に係る2分の1課税の特例が廃止されました(旧措法37の10②)。

(注) 平成15年から平成19年までの間、この特例の適用は停止することとされていました。



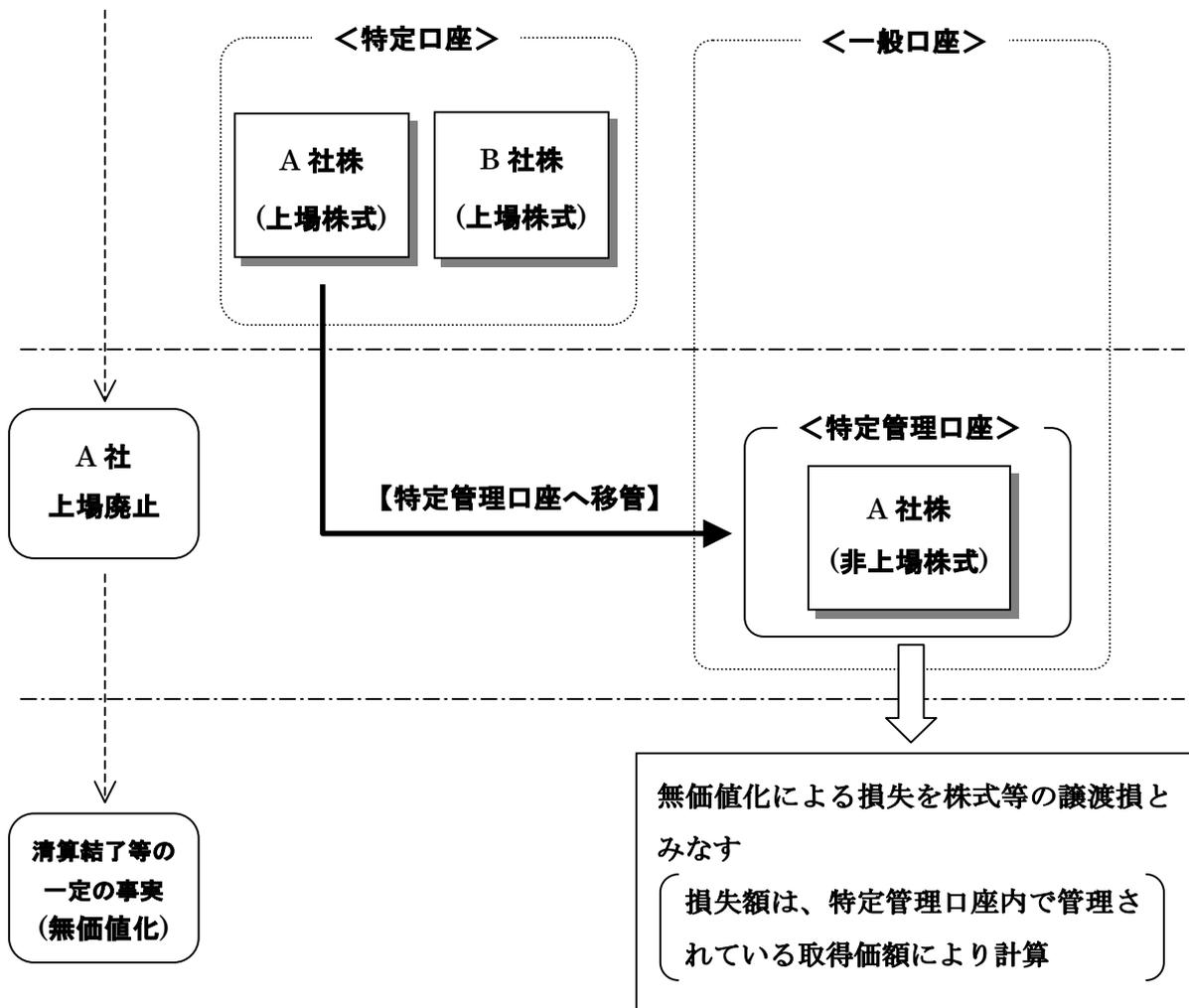
税務署

平成17年4月

この社会あなたの税がいきている

### 3 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の創設

特定口座を開設する証券業者等に開設される特定管理口座(特定口座内保管上場株式等で上場株式等に該当しないこととなった内国法人の株式につきその特定口座から移管により保管の委託がされることその他一定の要件を満たす口座をいいます。)において、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き保管の委託がされているその株式(以下「特定管理株式」といいます。)につき、株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合としてその特定管理株式を発行した株式会社の清算終了等の事実が発生したときは、その事実が発生したことはその特定管理株式の譲渡をしたこととみなし、かつ、その損失の金額として一定の方法により計算された金額はその特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができることとされました(措法37の10の2)。



#### 《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後に特定口座内保管上場株式等につき上場株式等に該当しないこととなった場合について適用されます。

#### 4 上場株式等の優遇税率の特例

特例の対象となる上場株式等の譲渡の範囲に、登録郵政公社が行う公募株式等証券投資信託の受益証券の買取りが追加されました（措法37の11①三）。

（注） 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除（措法37の12の2）における譲渡の範囲も同様です。

《適用時期》

この改正は、平成17年10月1日以後の買取りについて適用されます。

#### 5 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例(いわゆるエンジェル税制)の改正

(1) 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例(いわゆるエンジェル税制)の適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました(措法37の13の3①)。

(2) 「地域再生法」の制定に伴い、特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の適用対象となる特定中小会社の範囲に、同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている地域再生に資する事業を行う特定地域再生事業会社で一定の要件を満たす株式会社が追加されました(措法37の13①四)。

《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする特定株式について適用されます。

#### 6 上場株式等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の延長

上場株式等の自己の株式の公開買付けの場合のみなし配当課税の特例の適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました(措法9の6①)。

### 【土地・建物等を譲渡した場合の特例についての改正(主なもの)】

#### 7 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

(1) この特例の適用対象となる「優良住宅地等のための譲渡」の範囲に、都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその都市再生整備事業の用に供されるものが加えられました(措法31の2②七)。

《適用時期》

この改正は、民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する日以後に行う優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用されます。

- (2) この特例の適用対象となる宅地等の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする一定の法人に対する土地等の譲渡の範囲から、民間都市開発の推進に関する特別措置法の規定により国土交通大臣の承認を受けて民間都市開発事業の用に供される土地の先行取得の業務を行う民間都市開発推進機構に対する土地等の譲渡が除かれました（旧措令20の2②三）。

《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後の譲渡について適用されます。

## 8 土地・建物等の譲渡に伴うその他の改正

### (1) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の改正

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象となる買換資産の範囲に、建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定若しくは国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合することが証明された耐火建築物が加えられました（措令24の5①一）。

《適用時期》

この改正は、平成17年1月1日以後の譲渡資産の譲渡に係る買換資産を、同年4月1日以後に取得をする場合について適用されます。

### (2) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の改正

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象に、地方公共団体又は景観法に規定する景観整備機構が同法の景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、景観計画の区域内の土地等がこれらの者に買い取られる場合が加えられました（措法34の2②十）。

《適用時期》

この改正は、平成17年4月1日以後の土地等の譲渡について適用されます。

### (3) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の延長

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました（措法37の9の2①）。

このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、税務署又は税務相談室におたずねください。

また、インターネットの国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】では、税金に関する疑問についてお答えするタックスアンサー【<http://www.taxanswer.nta.go.jp>】など、様々な情報等を提供しておりますので、是非ご利用ください。